

「自由と正義」の紹介

日本弁護士連合会編集委員会 2021 年度委員長 **前川 晶**

1. はじめに

日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）は、会則 3 条に「本会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務に鑑み、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」と定め、同 7 条に「本会は、第三条の目的を達成する一助として、機関雑誌を発行する。」と定めている。この会則に基づき、日弁連では、1950 年（昭和 25 年）1 月に「日本弁護士連合会誌」を創刊し、同年 9 月以降「自由と正義」との誌名を付して今日に至っている。

毎月発刊しており、2023 年 1 月号で通算 888 号となる。送付先は、日弁連会員である弁護士及び外国法事務弁護士に加え、全国の裁判所、検察庁、大学法学部・法科大学院等の法曹関係、政党・国会議員（弁護士出身者）、公共図書館、記者クラブ等としており、2023 年 1 月号の発行部数は 4 万 7600 部である。なお、所定の送付先以外でも、希望者には販売している。

以下、「自由と正義」の編集体制等を紹介するが、意見にわたる部分はいくまで執筆者の編集委員会委員（2019 年度～現在）及び委員長（2021 年度）としての経験に基づくものであり、日弁連その他所属団体の見解ではない。

2. 「自由と正義」の編集体制

「自由と正義」の編集兼発行人は、事務総長（会則 82 条の 2 第 2 項「事務総長は、会長の命を受けて本会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。」）であるが、実際の編集業務は、編集委員会規則によって設置されている編集委員会が担っている。編集委員会に事務総長が出席することはほぼなく、いわゆる執行部の意見は、編集委員会に出席する担当副会長や担当事務次長（会則 82 条の 2 第 4 項「事務次長は、事務総長を補佐して、会規又は規則で定める事務をつかさどる。」）から伝えられる。

編集委員会は定員 20 名であり、全国の弁護士会から委員が選任されている。任期は 2 年間であり、毎年約半数が改選される。委員長及び副委員長 3 名は互選であり、委員長は 1 年間、副委員長は複数年務めることが多い。なお、日弁連の委員会であるため、委員（委員長・副委員長を含む。）は無償である。委員の他に、日弁連職員 2～3 名が担当として編集以外の業務全般を担っており、広告については広報室の嘱託弁護士が事前検討を行っている。

編集委員会は、月 2 回、毎回 2～3 時間の会議を行っている。このうち年 2 回は、4 時間以上かけて特集案などを詰めて検討する機会が設けられている。新型コロナウイルス感染拡大前までは、原則として弁護士会館（東京都千代田区霞が関）に集合して開催していたが、感染拡大後は執行部の決定を受けてオンライン会議となり、現在に至っている。リアルでの開催を望む声もあるが、東京以外の弁護士会の委員はオンラインの方が出席しやすいため、今後もオンライン方式が活用されると思われる。

3. 基本方針と特集について

上記のとおり、「自由と正義」は、日弁連会則 3 条の目的、すなわち「品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図る」ことの達成手段として位置付けられている。ただし、編集作業に際しては、この目的を狭くとらえることなく、新たな法令の紹介、専門性を有する会員・学者による法律実務の解説、日弁連・弁護士会の当面する諸問題などを幅広く取り上げ、会員にとって有益かつタイムリーな情報源となるように心掛けている。

「自由と正義」の中心的な柱は特集であり、特集 1 件（字数 3 万字）につき論文 3～5 本程度（座談会もある）

を掲載している。テーマは編集委員会が独自に企画するもののほか、他の委員会が提案した企画や日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の活動を報告する記事「回顧と展望」がある。かつては特集を2件掲載していたが、2016年ころからは原則として1件の掲載としている。参考として2022年の特集を以下に記載する（「回顧と展望」を除く。）。

1月号	変わる土地所有法制－所有者不明土地問題等の解決に向けて－
2月号	著作権法の現代的課題について
3月号	気候危機と弁護士
4月号	職場でのハラスメントに関する今日の状況と展望
5月号	精神障害のある人の尊厳の確立をめざして
6月号	運送契約法の今日的展開
7月号	宗教法人の法務
8月号	企業等不祥事調査の課題と展望
9月号	弁護士業務と社会保障法
10月号	国際税務の現況と課題
11月号	民法（親子法制）等の改正に関する要綱について
12月号	依頼者の秘密保護の憲法論的基礎

特集については、会議の毎回一定時間を各委員からのテーマ出しに充てているが、月刊誌であるため「ネタ切れ」寸前の状況となることも多い。また、数多ある法律雑誌との重複を避けるため、掲載を見送ることや掲載時期をずらすこともある。委員長としては、最も苦労するところであるが、他方、他の会員や学者に相談すると快く協力を得られることが多いため、達成感ややりがいを強く感じるコンテンツでもある。

4. 特集以外の内容

特集以外の主な内容は、次のとおりである。

4. 1 支部さん歩

巻頭記事であり、会員が全国の裁判所支部に行った際に立ち寄れる名所・名跡などをカラー写真とともに紹介している。なお、2022年1月号までの巻頭記事は、「司法の源流を訪ねて」という日本各地の司法にゆかりのある場所等をカラー写真とともに紹介するものであったが、全都道府県の紹介を終えたため、新たに「支部さん歩」の連載を開始した。

4. 2 ひと筆

弁護士業務以外の経験談（漫画監修、被災地支援など）、趣味（ウイスキー、狂言など）などについてのエッセイを、原則として毎月1本掲載している。執筆者は委員の推薦によることが多いが、投稿による場合もある。

4. 3 連載

各提案委員会が中心となって、連載を毎月複数本掲載している。参考として2022年6月号現在の連載を以下に記載する。

定期連載（毎月）	「弁護士任官の窓」（弁護士任官等推進センター）
定期連載（隔月）	「公設事務所リレーエッセイ」（執筆者は日弁連公設事務所・法律相談センターから推薦）（1月・7月は「偏在対応弁護士のいま～弁護士不足地域で開業して～」として連載） 「スタッフ弁護士奮闘記」（総合法律支援本部） 「法曹人の新しいフィールド」（法律サービス展開本部）
定期連載（年4回）	「弁護士していますー弁護士職務経験者の声」（弁護士任官等推進センター）
不定期連載	「海外レポート」（国際室） 「弁護士業務に役立つ科学知識」（編集委員会） 「日弁連推薦留学生報告」（国際室）

4. 4 寄稿・講演

特集には至らないが会員に有益なテーマの単発の論稿について、意見や問題提起を行う論文を中心に掲載する。投稿による場合も多い。

4. 5 BOOK REVIEW（書評）

出版社から寄贈のあった書籍（原則として1号につき2本）を取り上げることが中心だが、委員会や会員個人（著者本人又は第三者）の推薦による書籍を取り上げることもある。編集委員会において分担の上で審査し、採否を決定している。書評執筆者は原則出版社又は推薦者を通じて紹介を受けている。

4. 6 弁護士のための新法令紹介

新法令のうち、特に弁護士業務に係る重要なものについて、衆議院法制局に執筆を依頼している。紹介する法令に関しては、国会成立法案の中から衆議院法制局に候補を提案していただくか、編集委員会で特定して執筆を依頼している。

4. 7 その他

以上のほかに、弁護士名簿の登録／登録換え／登録取消者の情報・弁護士法人に関する届出等、懲戒処分公告、弁護士研修情報、広告、編集後記などを掲載している。

5. 編集作業における困難

「自由と正義」は、対外的には日弁連の顔となる機関誌であり、「品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図る」ことの達成手段であるため、高い質と品位が求められる。もちろん文章・文体については執筆者ごとに異なるため、基本的に修正を求めることはないが、執筆者がよかれと思って軽妙な表現を用いたときに、どの程度踏み込んで指摘するかは議論となることが多い。最終的には、会員だけでなく裁判所等の外部団体も目を通すことを伝えて修正を促すこともあるが、「表現の自由」を害さないことも当然重要であり、悩ましいところである。

また、日弁連の機関誌である以上、特集等で掲載した意見が日弁連の公式見解と捉えられる可能性があり、その点の配慮が必要になる。特に先鋭化しやすい論点に関する論文等を掲載する場合には、あくまで個人的見解であることや反対論もあることを明記するなどの方策を検討している。誌面上で公開討論を行っているように受け止められることは「自由と正義」の編集意図とは異なるからである。

なお、より形式的な点では、公用文書で使用する文字や単語に修正するか、それ以外も許容するかの議論がある。例えば、「活かす」は常用漢字ではないため、現在は常用漢字である「生かす」に修正しているが、原稿段階では前者で書かれていることがほとんどであり、意味合いも理解しやすいため、使用を認めるべきとの意見が少なくない。ただ、本や論文を読むことが好きな委員がほとんどであるため、このような議論は悩みというよりも余興的に盛り上がることが多い。



自由と正義 2023年2月号

6. 今後の在り方に関する所感

かつて法律雑誌が現在ほど多くない時代には、貴重な情報源として多くの会員が熟読していたが、現在では若手を中心に購読対象の選択肢の1つに位置付けている会員も少なくない。周囲の会員と話すと、「懲戒処分公告は見るが、他はそれほど・・・」という者もいる。多くの法律雑誌だけではなく、インターネットからも容易に情報を取得ができる今日、それもやむを得ないであろう。

ただし、「自由と正義」の最大の強みは、その情報の中心的な母体が全国にいる4万5000名以上（2023年1月1日現在の正会員数）の会員であり、その会員らによる研究と議論を経た結果が、委員会等を通じて論文等として表れているところにある。会員間で切磋琢磨した結果の磨き上げられた論文等であり、編集委員会としても自信と誇りをもって送り出している。

したがって、誌面のマイナーチェンジ、広報活動の拡充、データ配信の検討などより多くの方に読んでいただく不断の努力は必須であるものの、「自由と正義」の存在意義が減少することはないと考えている。

弁理士の皆様を初め他士業の方にも有益な情報を掲載しているため、拙稿を機会に一度購読していただければ幸いである。

(原稿受領 2023.2.8)